

# 社会福祉法人白鳩学園 定款施行細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人白鳩学園定款第24条第1項の理事長が専決できる「日常の業務」について定める。

(範囲)

第2条 理事長が専決できる「日常の業務」とは、法人の日常活動上必要な次に掲げる業務とする。

- ① 施設長の任免その他重要な人事を除く職員の任免
- ② 職員の日常の労務管理、福利厚生
- ③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの（ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。）
- ④ 設備資金の借りに係る契約であって予算の範囲内もの
- ⑤ 工事又は製造の請負、食料品・物品等の買入等、1件の予算執行額が100万円以上1,000万円未満の契約を締結すること
- ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出で予算計上されていない1件1,000万円未満のもの
- ⑦ その他財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く）のうち、損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価格が1件1,000万円未満のもの処分に関する事（ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。）
- ⑧ 予算上の予備費の支出
- ⑨ 入所者、利用者の日常の処遇
- ⑩ 入所者の預り金の日常の管理
- ⑪ 寄附金の受入れに関する決定（10万円以上に限る。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。）
- ⑫ 経理規程に定める契約担当者の委任

(専決代理)

第3条 理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会及び評議員会において選任する他の理事が専決を代理する。

附 則

この細則は、平成3年3月31日から施行する。

この細則は、一部を改正し、平成10年4月1日から適用する。

この細則は、一部を改正し、平成13年5月31日から適用する。

この細則は、一部を改正し、平成18年10月1日から適用する。

この細則は、一部を改正し、平成28年4月1日から適用する。

この細則は、一部を改正し、平成29年4月1日から適用する。

この細則は、一部を改正し、令和元年7月1日から適用する。